

所沢市保健所設置概要

令和 6 年10月

所 沢 市

目次

1. 保健所設置概要の目的	1
2. 保健所の設置時期	1
3. 建設予定地の概要	3
(1) 選定理由	
(2) 立地特性と周辺施設	
(3) 災害のリスク	
(4) 計画敷地の概況	
4. 保健所設置の基本理念・基本方針	7
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
5. 保健所の業務	9
6. 所沢市保健所の機能	10
(1) 保健センター機能の集約	
(2) 保健所の関連施設	
7. 所沢市保健所の組織体制	12
(1) 保健所の組織体制イメージ	
(2) 保健所業務に必要な職種	
(3) 人員体制	
8. 所沢市保健所の想定規模	13
(1) 各種検査室の規模	
(2) 他自治体の保健所	
(3) 想定延床面積	

1. 保健所設置概要の目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の激甚化、人口減少社会の進展など、本市を取り巻く社会情勢等の変化により、今後ますます多様化するニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、埼玉県南西部の中核を担う拠点として、さらなる事務権限の強化など、これまで以上に高い自主性と自立性を備えた都市へと発展していく必要があることから、令和12年4月に中核市への移行を目指しています。

中核市は、地域保健法第5条第1項に基づき、独自に保健所を設置する必要があり、中核市移行により埼玉県より移譲される権限の多くが保健所関連の事務です。

新興感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、高齢化社会の進展、食の安全に対する関心の高まりなど、地域の保健医療や環境衛生等を取り巻く状況は大きく変化しており、保健所に対する市民ニーズが高まっています。

本市は、中核市移行に伴い、地域保健法第5条第1項に基づく所沢市保健所の整備に向けて、(仮称)所沢市保健所設置検討委員会を設置し、所沢市保健所設置基本計画(以下、「基本計画」という)の策定に係る検討を進めていきます。

本概要は、現時点で想定する基本計画の基礎となる保健所の基本情報等をまとめたもので、設置に係る詳細については、基本計画を策定していくなかで決定していきます。

2. 保健所の設置時期

本市の保健所の開所は、中核市移行と併せて令和12年4月1日を目指します。

- ◆施設概ねの完成 : 令和11(2029)年12月
- ◆開所準備期間 : 令和12(2030)年1月~3月
- ◆開所 : 令和12(2030)年4月1日(火)

【保健所整備スケジュール】

	R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
設置計画策定														
設置検討委員会														
地歴調査														
保健所準備室設置														
地質調査														
設計・建設事業者選定														
基本設計														
実施設計														
建設工事														
備品等搬入														
開所														

※変更する場合があります。

3. 建設予定地の概要

- ◆予定地：生涯学習推進センターグラウンド
- ◆所在地：所沢市並木六丁目4番地の1の一部
- ◆面積：約 8,000 ㎡



【現在の予定地の様子】
令和6年8月16日撮影



(1) 選定理由

市内の未利用の国有地及び県有地と利用可能な複数か所の市有地を中核市移行準備プロジェクトチーム会議、中核市移行準備調整会議で比較検討した結果、財政面・事業推進期間・敷地面積の大きさ・交通利便性などから生涯学習推進センターグラウンドを第一候補地とし、政策会議、教育財産等利用検討委員会、グラウンド利用団体等への説明会を経て、建設予定地に決定しました。

(2)立地特性と周辺施設

建設予定地は、市の中心に位置しています。最寄り駅の航空公園駅から路線バス、ところバスの2路線が出ており、バス停から徒歩約3分と交通アクセスもよく、また、徒歩圏内(約15分)でもあり、歩道が広く整備されているため、来所者の交通便利性が高い立地です。



また、所沢市役所や所沢警察署などの官公庁が比較的近隣に集約されています。

(3)災害のリスク

建設予定地は、比較的堅く良好な地盤である武蔵野台地に位置しています。また、洪水ハザードマップにおいても浸水被害リスクは低いエリアとなっています。

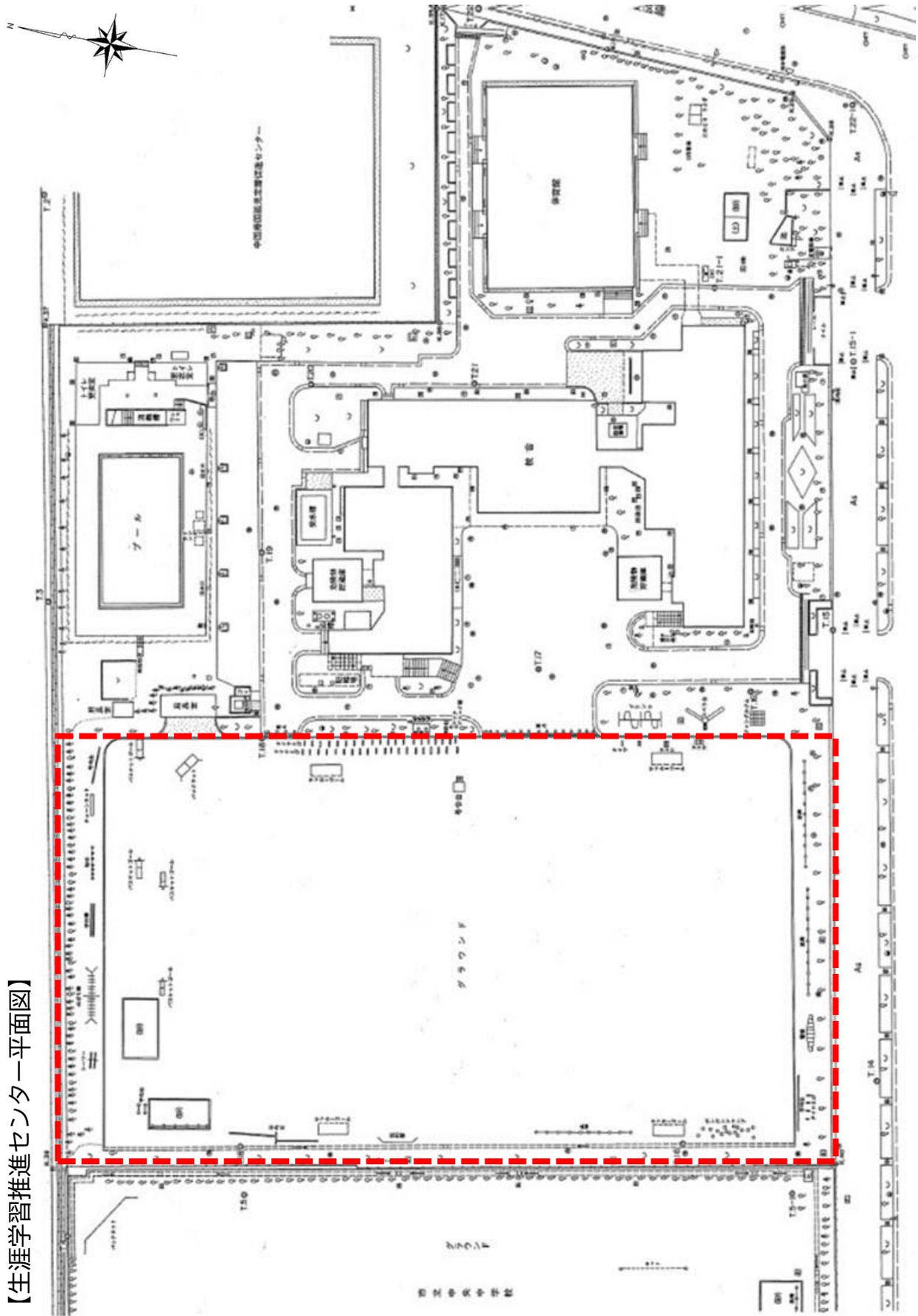
【洪水ハザードマップ】



(4)計画敷地の概況

所在地	所沢市並木六丁目 4 番地の1
地目	学校用地
敷地面積	約 8,000 m ²
用途地域	市街化調整区域
建蔽率	50% ※市街化調整区域は60%ですが、「所沢基地跡地建築協定」第 5 条(1)により50%となります。
容積率	200%
防火地域	—
高度利用地区	—
受電等配線	地下埋設
斜線規制	道路斜線 1.5 隣地斜線 31m、2.5
日影規制	10m超の建物 測定高さ4m 5～10m／5 時間 10m超／3 時間
景観形成基準	「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」 住居系市街地景観ゾーン
緑化基準	埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条の対象ですが、より厳格な「所沢基地跡地建築協定」第5条の緑化基準に準拠します。 植栽面積： $(8,000 \text{ m}^2 - 4,800 \text{ m}^2) \times 50\% = 1,600 \text{ m}^2$ 植樹本数：15 m ² につき3.5m以上の高木及び低木を各1本以上植栽する。 接道・隣地境界：緩衝緑地として幅3m の植樹帯を設け、低木1m 以上の造園地とする。

【生涯学習推進センター平面図】



4. 保健所設置の基本理念・基本方針(案)

新たに設置する保健所は、地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関として、地域住民の保健医療に関するニーズを充足する各種施策を展開できるよう、基本理念及び基本方針を策定し、それに基づいて設置することとします。以下は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号/最終改正:令和6年3月29日厚生労働省告示第161号)」などを参考に作成した案です。基本理念及び基本方針は、基本計画を策定していくなかで、決定していきます。

(1)基本理念(案)

地域住民の健康を保持・増進し、安心して暮らせる地域社会を実現する地域保健医療・生活衛生の拠点を創設する。

(2)基本方針(案)

①地域保健医療と生活衛生の充実・向上

健康課題など地域保健医療に対する市民ニーズを把握し、これまで県と市で分担して取り組んできた様々な保健衛生サービスを一体的に推進することで、より質の高い地域保健医療の充実を図るとともに、食品や水等の安全など、環境衛生対策のさらなる向上により市民生活の安全・安心を支えます。

②保健センター機能の集約

保健センターの機能や既存事業を保健所に集約し、これまで保健センターで実施していた事業と連携して一体的・総合的に実施することにより、これまで以上に効率的かつ効果的に、きめ細やかな市独自の保健衛生サービスの提供に努めます。

③地域における健康危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、地域における健康危機管理の拠点として、平時から健康危機に備えた準備のため、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションに努めるとともに、国や県、地域の関係機関等との協力体制を構築します。

健康危機発生時には、地域保健医療の中心拠点として、被害の拡大防止に努め、迅速な情報収集・発信、市の判断に基づく迅速かつ適切な対応を進めます。

④災害医療への対応

災害医療体制の中心拠点として、災害時にその機能を十分に発揮できるよう、地震や風水害などの災害に強い施設とするとともに、災害時を想定した電話やインターネットなどの配線、施設レイアウト、設備等の配置とします。

また、保健所の太陽光発電設備や電気自動車の導入を検討し、災害を含めた健康危機管理体制整備の一環として電気自動車から施設内に給電できるシステムとすることで、緊急時の電源確保に努めます。

⑤情報受発信の充実

市民ニーズの多様化・高度化、社会情勢の変化に対応できるよう、地域の保健衛生等に関する情報を幅広く収集し、市民や医療機関に対する健康危機管理や健康増進等に必要な情報の発信に取り組みます。

⑥プライバシーへの配慮

HIV 検査など、来所者のプライバシーに配慮した導線計画や部屋の配置とします。

⑦市民が親しみやすく利用しやすい施設

障害者をはじめ、さまざまな市民の皆様、事業者の皆様にご利用いただく施設であることから、ユニバーサルデザインに配慮し、明るく親しみを持てる建物とすることにより、誰もが安心して訪れることができる施設とします。

⑧環境への配慮

「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に寄与する施設とします。ライフサイクル CO₂ を考慮したうえで、ライフサイクルコストや費用対効果を検証し、ZEB-Ready 以上の施設とします。

また、内装は、県産材や木質材の積極的な使用に努めます。

⑨景観への配慮

建設予定地は、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の景観区域における住宅系市街地景観ゾーンとなっていることから、同ゾーンの景観形成基準を満たす建設計画としていきます。

また、「所沢市基地跡地建築協定」の緑化基準も同時に満たす基本計画としていきます。

5. 保健所の業務

保健所では、地域保健法第6条及び第7条に基づき、統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、歯科保健、精神保健、感染症予防、衛生上の試験及び検査、地域住民の健康の保持及び増進等に関する業務を行います。

◆地域保健法(抄)

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 感染症その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

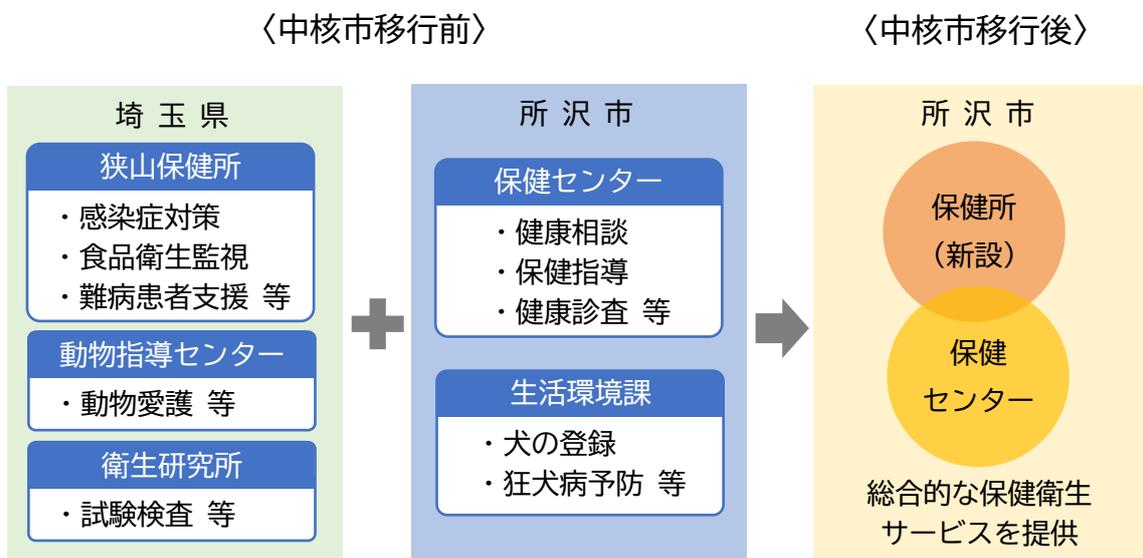
- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

6. 所沢市保健所の機能

(1)保健センター機能の集約

市で行っている健康相談、保健指導、健康診査などのサービスと、前述の地域保健法第6条・第7条に基づく保健所の専門的な機能を連携することで、より質の高い、総合的な保健衛生サービスを提供するために、保健センターの既存業務は、保健所への集約を基本として進めます。

ただし、保健センターのハード面(調理室、機能回復訓練室、歯科診療所)については、二重投資とならないよう継続して使用することとします。



(2)保健センターの業務(令和6年4月1日時点)

①健康管理課

- ・精神保健事業
- ・自殺防止対策にかかる啓発事業
- ・精神障害者アウトリーチ支援事業
- ・結核検診事業
- ・成人歯科検診事業
- ・骨粗しょう症検診事業
- ・健康診査事業
- ・がん検診事業
- ・肝炎ウイルス検診事業
- ・自己検査キットによる子宮頸がん検診受診促進事業
- ・各種予防接種事業

②健康づくり支援課

- ・トコトコ健幸マイレージ事業
- ・介護予防事業
- ・健康づくり推進事業
- ・成人健康教育・相談事業
- ・リハビリテーション事業
- ・食育推進事業
- ・食生活改善推進事業
- ・成人歯科保健指導事業
- ・8020 運動推進事業
- ・地域保健推進事業

(3)保健所の関連施設

以下の保健所に関連する施設については、人口規模や産業構造等が類似している川越市などの整備状況を参考に検討していきます。

①動物舎(犬・猫等の収容施設)

川越市や越谷市のように、保健所と離れた場所にある程度の施設規模で整備する場合は、常駐職員が必要になることから、保健所敷地内に整備することを基本に、施設規模などの検討を進めます。

②食肉衛生検査所

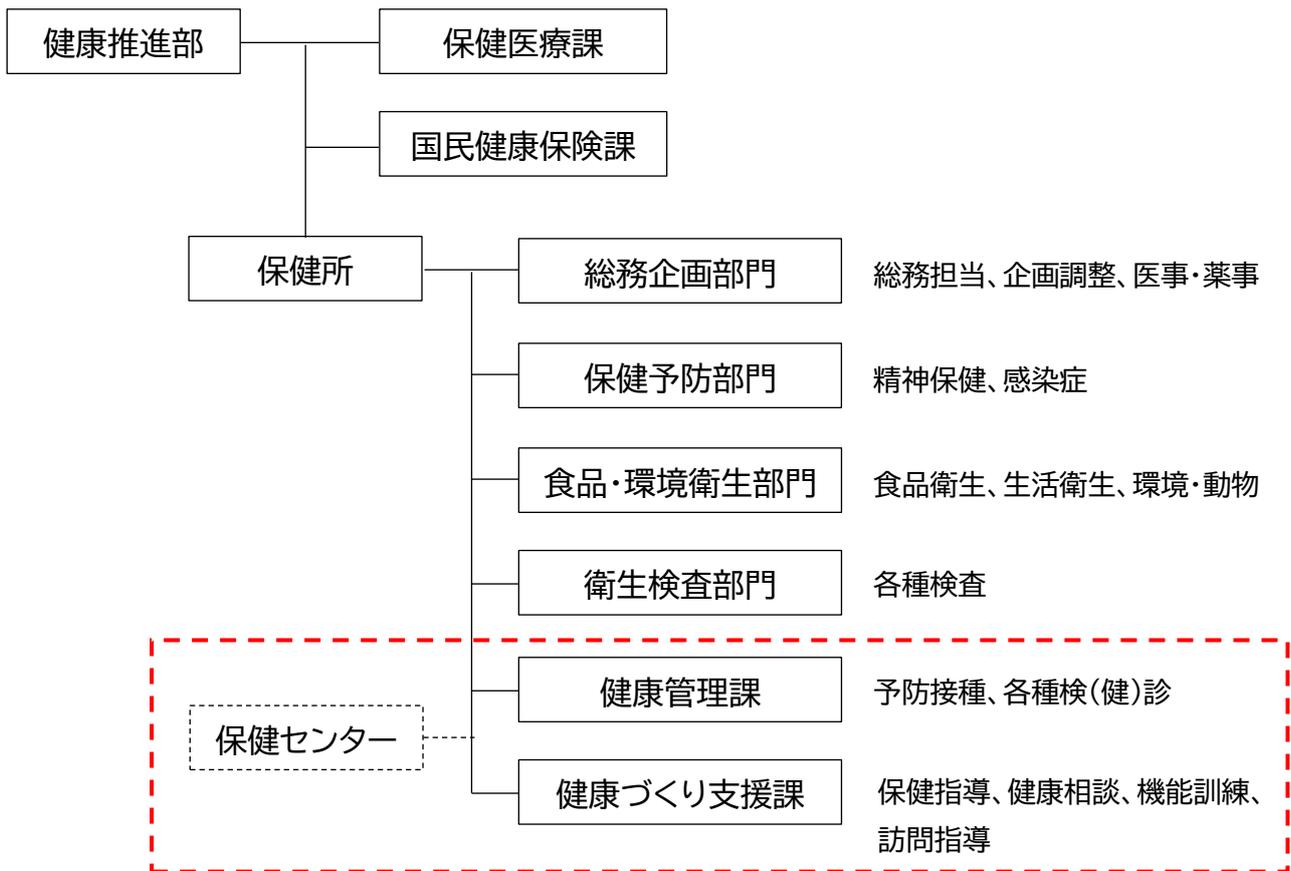
本市の食肉検査の頭数は、年間 1,000 頭となっており、食肉衛生検査所を整備する越谷市の 15,000 頭と比較し、非常に少ない状況です。このことから、産業構造が似ている川越市を参考に、保健所設置基本計画のなかで検討していきます。

なお、妊娠・出産、母子保健、こども相談等を実施する「こども家庭センター」は、保健所への集約は行わず、引き続き現在の場所で事業を継続します。

7. 所沢市保健所の組織体制

地域住民の保健予防、健康増進、環境衛生など、総合的な保健衛生サービスを提供するための拠点として、健康推進部保健センターの業務と連携し、一体的に推進できる組織体制を基本とし、検討を進めます。

(1)保健所の組織体制イメージ



※組織体制や保健所開所後の保健センターの名称については、保健所機能の検討を進めていくなかで、検討していきます。

(2)保健所業務に必要な職種

地域保健法施行令第5条では「保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち」市長が必要と認める職員を置くこととされています。

(3)人員体制

埼玉県からの保健所事務の円滑な引き継ぎのため、保健所の設置に先立ち、専門職の計画的な雇用を進めるとともに、埼玉県からの人材支援の協力を仰ぎながら必要な人員体制を整えていきます。また、埼玉県との相互の職員派遣による研修などを通じ、保健所運営を担う人材の育成を計画的に行います。

8. 所沢市保健所の想定規模

新たに整備する保健所の規模の詳細は、職員数や各種検査体制、パンデミックや災害時の健康危機管理体制に対応できるスペースの確保などを踏まえて算定していくため、他自治体の事例を参考におおよその規模を想定し、詳細な施設規模は、基本計画の中で検討します。

(1)各種検査室の規模

衛生検査業務については、他の中核市と同様に委託することも視野に入れ、検査室の規模の検討を進めます。

(2)他自治体の保健所

	一宮市	茅ヶ崎市	墨田区	越谷市	川越市	狭山保健所
延床面積	約4,300㎡	約4,500㎡	9,640㎡	3,861㎡	3,072㎡	1,485㎡
フロア	地上4階	地上4階	地上4階	地上4階	地上3階	地上2階
構造	RC造	S造	S造	S造	SRC造	RC造
複合化	—	保健センター (母子保健含む)	子育て支援センター、教育センター	—	—	—
環境性能	ZEB-Ready 予定	ZEB 認証予定	ZEB-Ready	太陽光	—	—

(3)想定延床面積

当市が想定する保健所機能に近い茅ヶ崎市を参考に、おおよその想定延床面積を約4,500㎡～5,000㎡とし、基本計画を策定するなかで精査していきます。

所沢市 経営企画部 経営企画課 中核市準備グループ

所沢市並木一丁目 1 番地の1

TEL:04-2998-9463

E-Mail:a9027@city.tokorozawa.lg.jp